

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第20号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第98条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第112条第1号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第112条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項）の次に「又は第193条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第84条第1項」の次に「又は第193条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

29人

18人

第98条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第88条第2項第1号」の次に「又は第197条第2項第1号」を加え、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第84条」の次に「又は第193条」を加える。

第112条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第84条第5項」の次に「又は第193条第6項」を加え、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第88条第2項第2号ウ」の次に「又は第197条第2項第2号ウ」を加える。

附則第2条の次に次の6条を加える。

(地域移行支援型ホームの特例)

第2条の2 次の各号のいずれにも該当するものとして石川県知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第199条第1項(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1) 石川県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第89条第2項第2号の規定により石川県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が事業を開始する時点において、同条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において定める石川県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない石川県又は当該区域内において事業を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第199条第2項から第9項まで(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第199条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第2条の3 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

第2条の4 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、

指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

第2条の5 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第2条の6 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第202条又は第202条の12において準用する第61条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第2条の4に定める期間内に附則第2条の5に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第2条の7 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他石川県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附則第3条中「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第5条第1項及び第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第21号

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第14条中「平成26年条例第59号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第44条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第46条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第44条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第46条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第50条第3項中「(指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項)」を「(金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第50条第1項」に改める。

第65条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第66条第5項中「第193条第1項」を「第193条第10項」に、「指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定複合型サービスをいう。)」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)」に改める。

第81条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第86条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第87条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第142条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第101条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。))」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第8項

中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第7項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第103条第5項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第101条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第101条第1項から第4項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に、「前各項」を「第1項から第3項まで及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第112条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第112条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第103条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第113条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第114条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第116条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第120条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第131条第2項第6号中「第40条第2項」を「第112条の2第2項」に改める。

第132条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第112条」を「第112条の2」に、「と読み替える」を「と、第112条の2第4項中「第103条第4項」とあるのは「第120条第4項」と読み替える」に改める。

第133条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準

条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項から第6項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第135条第5項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第133条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第4項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第136条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第137条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第141条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第142条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第166条に次の1項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第183条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。)」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」を加える。

第189条中「「看護職員」と」の次に「、第166条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第192条第1項第4号ア中「6.4平方メートル」の次に「以上」を加える。

第218条第3項を削る。

第219条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「うち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1」を削る。

第224条を次のように改める。

第224条 削除

第237条第2項第8号及び第248条第2項第10号を削る。

第249条中「第223条から第228条まで」を「第223条、第225条から第228条まで」に改める。

第259条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附則第14条中「第243第4項第1号ア」を「第243条第4項第1号ア」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

「第2節 介護予防訪問介護

第1款 基本方針（第5条）

第2款 人員に関する基準（第6条・第7条）

目次中 第3款 設備に関する基準（第8条）

第4款 運営に関する基準（第9条—第40条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第44条—第48条）

「第7節 介護予防

第1款 基本方

第2款 人員に

第3款 設備に

第4款 運営に

第5款 介護予

第6款 基準該

を「第2節 削除」に、「第53条」を「第52条の2」に、

43条)

」

通所介護

針（第98条）

関する基準（第99条・第100条）

関する基準（第101条）

を「第7節 削除」

関する基準（第102条—第109条）

防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条—第113条）

当介護予防サービスに関する基準（第114条—第117条）

に、「第121条」を「第120条の2」に改める。

第3章第2節を次のように改める。

#### 第2節 削除

第5条から第48条まで 削除

第50条第3項中「（指定居宅サービス等基準条例第50条第1項）」を「（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第50条第1項）」に改める。

第3章第3節第4款中第53条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第52条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第52条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。
- (要支援認定の申請に係る援助)
- 第52条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が

既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第52条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第60号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第34条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第52条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第52条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出る等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第52条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第52条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第52条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第52条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第53条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第53条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第53条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第56条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療

サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項

(2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項  
(衛生管理等)

第56条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第56条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第56条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第56条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第56条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第56条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市

町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。  
（地域との連携）

第56条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第56条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第56条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第57条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。  
第58条を次のように改める。

（暴力団員の排除）

第58条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第64条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条

から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）及び第36条から第38条まで、第40条並びに」を削り、「第53条第1項及び第58条」を「第52条の9、第53条第1項並びに第56条の8第5項及び第6項」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」を「第52条の2及び第56条の4中「第56条」に、「第20条中」を「第52条の13中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第30条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「前項」と」の次に「、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第75条第2項第4号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第76条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで、第40条及び第55条」を「第52条の2、第52条の3、第52条の5から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の11まで及び第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条及び第31条中「第27条」を「第52条の2及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第56条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第85条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第86条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条及び第31条中「第27条」を「第52条の2及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第56条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第88条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以

下同じ。)に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第127条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第94条第2項第1号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第95条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の10、第52条の12、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条及び第31条中「第27条」を「第52条の2及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に改め、「利用者」との次に「、第56条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第3章第7節を次のように改める。

#### 第7節 削除

第98条から第117条まで 削除

第3章第8節第4款中第121条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第120条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、

次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第118条の2第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- （緊急時等の対応）

第120条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第122条の次に次の3条を加える。

（勤務体制の確保等）

第122条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。
    - (1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項
    - (2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項
- （定員の遵守）

第122条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他の

やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第122条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の特性及び当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であつて、避難所での生活が適当でないとし市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

第124条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第125条中「第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第70条、第102条及び第104条から第106条まで」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の11まで、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条及び第70条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条及び第31条中「第27条」を「第52条の2及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「第104条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第127条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーシ

ョン事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第88条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第128条第1号中「アセスメント」の次に「（指定介護予防支援等基準条例第34条第7号に規定するアセスメントをいう。）」を加える。

第134条第1項第2号ア中「第106条第1項」を「第122条の4第1項」に改め、同号イ中「第106条第2項」を「第122条の4第2項」に改める。

第135条第2項中「第9条第2項から第6項まで」を「第52条の2第2項から第6項まで」に改める。

第141条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第141条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第143条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第144条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第55条、第104条、第106条及び第107条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第122条の2及び第122条の4」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第106条中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第155条第1項第2号ア中「第106条第1項」を「第122条の4第1項」に改め、同号

イ中「第106条第2項」を「第122条の4第2項」に改める。

第161条中「、第142条」を「及び第141条の2」に、「第104条」を「第122条の2」に、「部分は」を「部分を」に改める。

第167条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第168条第4項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第171条第1項及び第172条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第173条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の7まで、第56条の8」に、「第36条から第38条まで、第40条、第55条、第104条、第106条、第107条」を「第56条の9から第56条の11まで、第58条、第122条の2、第122条の4」に、「第20条中」を「第52条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」と」の次に「、第141条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第176条第1項第4号ア中「6.4平方メートル」の次に「以上」を加える。

第182条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第183条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第55条、第104条、第106条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条、第122条の2、第122条の4」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第193条第2項中「第206条第1項」を「第206条」に改める。

第198条中「第104条」を「第122条の2」に改める。

第204条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第205条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第208条第4項中「第9条第2項から第6項まで」を「第52条の2第2項から第6項まで」に改める。

第210条を次のように改める。

#### 第210条 削除

第218条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。

第219条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第106条及び第107条」を「第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第122条の4及び第141条の2」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第54条及び第56条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第56条」とあるのは「第214条」と読み替えるものとする。

第227条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に、「、は」を「は、」に改める。

第232条第4項中「第9条第2項から第6項まで」を「第52条の2第2項から第6項まで」に改める。

第234条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」とい

う。)に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第235条第2項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第236条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第106条、第107条」を「第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第122条の4、第141条の2」に、「第31条中「第27条」を「第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条」を「第56条の6」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第239条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第245条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第249条第2項第1号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第250条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条中「第27条」を「第52条の2中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第52条の4」に、「第15条第2項」を「第52条の8第2項」に、「第19条」を「第52条の12」に、「第20条中」を「第52条の13中」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第104条第2項」を「第122条の2第2項」に改める。

第253条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第255条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条」を「第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の7まで、第56

条の8」に、「第36条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項」を「第56条の9から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条中「第27条」を「第52条の2中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第52条の4」に、「第15条第2項」を「第52条の8第2項」に、「第19条」を「第52条の12」に、「第20条中」を「第52条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第104条第2項」を「第122条の2第2項」に改める。

第256条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

第263条第2項第2号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第264条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第40条、第55条、第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の12まで、第53条の3、第55条、第56条の3、第56条の5から第56条の11まで、第58条、第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条中「第27条」を「第52条の2中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第52条の4」に、「第15条第2項」を「第52条の8第2項」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第104条第2項」を「第122条の2第2項」に改める。

第267条第1項中「指定介護予防福祉用具販売」を「指定特定介護予防福祉用具販売」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第85条第3項、第86条、第193条第10項、第194条第2項及び第195条を除く。)中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第7条第2項中「又は金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第84条第6項第1号」を「第84条第6項」に改め、同項第6号中「第84条第6項第2号」を「第84条第6項」に改め、同項第7号中「第84条第6項第3号」を「第84条第6項」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」

に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第62条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第65条第5項中「第4項まで」を「第3項まで及び第5項」に、「前各項」を「第1項から第3項まで及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第67条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第80条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第81条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第82条中「、第41条」を削る。

第84条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。